

令和 8 年 6 月 25 日に発生した岩手県沖の地震に係る 水道料金の取扱いについて

令和 8 年 6 月 25 日に発生した岩手県沖の地震に伴い、被災者に対する水道料金の取扱い等について下記のとおり方針を定め、被災者に寄り添い、復旧、復興に寄与することとする。

1. 水道料金の減免について

- (1) 水道の使用が不可能と認める場合は、被災者からの申し出に基づき精算とする。
それにより、前回検針日から精算日までの日割料金を算出し、以後料金を発生させないようにする。
- (2) 被害状況により速やかに指針確認ができない場合、次回定期検針に指針を確認することとする。
- (3) 水道の使用可否が不明な場合は、現地調査により判断する。

提出書類：水道料金減免猶予申請書、罹災証明書、被害届出証明書 ※写し可

2. 使用水量の軽減について

水道の使用が可能な場合で、かつ、地震の影響があると認める場合は、次により軽減する。ただし、使用水量が基本水量に満たない場合は、対象外とする。

- (1) 実績使用水量（前年同期使用水量、前回使用水量、前 3 回の平均水量のうち最も少ない水量）を上回った水量を漏水量とみなし、全量軽減する。
ただし、家族数の変動、長期不在による使用水量の変動又は業態の変動等の状況を勘案する。
- (2) 地震の影響については、現地調査、聞き取り、指定給水装置工事事業者による修繕報告等のいずれかによって確認する。

提出書類：使用水量軽減申請書、修繕工事報告書

※軽減するケース

- ・地震の影響があると認めるもの

例：地中配管での漏水、ボイラー故障による漏水、トイレの部品破損による漏水、受水槽以降の漏水、蛇口破損による漏水など。

※軽減しないケース

- ・地震の影響が認められないもの

例：以前から漏水があり、漏水量が変わらないもの。給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第 6 条の基準に適合していないもの。

3. 一時休止中の軽減について

使用状況が一時休止中の給水装置で、地震の影響により漏水したと認める場合は、請求しないこととする。

提出書類：使用水量軽減申請書・修繕工事報告書

4. 濁水による捨水について

濁り水などで、飲用に適するまで捨水した水量は、使用者からの申し出により、相当量を軽減する。

(メーター口径 13 ミリ、20 ミリは 1 時間当たりの捨水量は 1 m³を目安とする。)

5. 水道料金の納期限の猶予について

被災者の契約場所に係る水道料金について、被災者からの申し出及び猶予申請書に基づき、納入期限の延長、分割納入、給水停止の延期など、個別の状況に応じて対応する
なお、被災者の給水停止の延期は 1 か月以内とする。

以上